公告

次のとおり、山梨県立病院機構における未収金回収業務委託に係る公募型プロポーザルを実施します。

令和6年10月24日 地方独立行政法人山梨県立病院機構 理事長 小俣 政男

1 業務概要等

(1) 業務名称

山梨県立病院機構未収金回収業務

(2)業務内容

山梨県立中央病院及び山梨県立北病院において、発生から1年以上経過した医療費の患者負担部分に係る未収金等のうち、山梨県立病院機構未収金回収業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱(以下、要綱とする)に定める債権の回収業務

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日の3年間

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程第41条第2項に基づく契約である。翌年度以降において当該契約に係る収支予算について減額又は 削除があった場合は、契約期間を短縮又は当該契約を解除することがある。

(4) 見積限度額(成功報酬率)

28%以内(消費税及び地方消費税を除く)

2 参加資格

次の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)第4条に規定する弁護士、同法第30条の2に規定する弁護士法人または、司法書士法(昭和25年法律第197号)第4条に規定する司法書士(同法第3条第2項に規定する認定司法書士に限る。)、同法第26条に規定する司法書士法人(同法第29条第2項に規定する認定法人に限る。)であること。なお、司法書士及び司法書士法人にあっては、140万円を超える債権について、提携弁護士等による対応が可能であること。
- (3) 令和6年1月1日現在、過去3年間において医療機関(一般病床100 床以上のもの)での業務受託実績があること。
- (4) 山梨県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)に規定する暴力団員 等でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立 てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始 の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始決定を受けて いる者を除く。

3 応募方法

参加を希望する場合は、要綱を参照のうえ、「参加表明書(様式第1号)、 企画提案書、見積書(成功報酬)(様式第2号)、誓約書(様式第3号)等 を令和6年11月14日(木)17時必着で提出すること。

提出先及び問い合わせ先

〒400-8506 山梨県甲府市富士見1丁目1-1 山梨県立中央病院 医事課 診療報酬担当 電話 055-253-7111 (1351)

なお、書類の提出は土日祝日を除く平日9時から17時までとする。

4 質問

本プロポーザル及び要綱等に関し質問がある場合は、令和6年10月30日 (水)17時までに質問書(様式第4号)を電子メールで送付すること。なお、質問書に対する回答は、令和6年11月5日(火)までに地方独立行政法人山梨県立病院機構のホームページに掲載することで、全ての参加希望者に周知する。